

国民健康保険事業の運営について

(諮問資料)

国民健康保険の現状と課題

1. 国保の現状と課題

国民皆保険の基盤をなす市町村国民健康保険（以下、「国保」という。）は、被保険者の年齢が高く医療費水準が高い、退職者や年金生活者が多くを占め被保険者の所得が低いなどの固有の構造的課題を抱えています。また全国共通の保険給付制度でありながら保険料負担は市町村ごとに大きく異なり、財政赤字を補填するための一般会計からの繰入額が増加するなど、市町村財政の負担となっています。

これらの課題を解消するため、国による財政支援の拡充が行われながら、平成30年度より国保の財政責任を都道府県が担うことを含む制度改革が施行され、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定め、市町村と一体となって国保の財政安定化を図るとともに、保険料の負担水準の平準化や医療費適正化等への積極的な取り組みを推進することとなりました。

こうした中、平成30年度の制度改革から1年以上が経ち、全国各地で初年度の決算がまとまりましたが、全体的には円滑に施行されていると評価されています。

一方で経済財政諮問会議からは、保険料水準の都道府県単位での統一や法定外一般会計繰入など、赤字の削減解消が指摘されています。さらに全世代型社会保障検討会議の中間報告では、保険者努力支援制度の抜本強化が求められています。

2. 本市の現状と課題

本市は、従来から基本方針3本柱として「1. 保険料収納率の確保・向上対策 2. 医療費の適正化対策 3. 保健事業の充実」を軸とした健全化に努め、保険料収納率の向上に向けた徴収体制の強化や、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進を目指した医療費適正化対策を推進しています。

国保が抱える構造的な問題により、国保料の引き上げを余儀なくされた平成22、23年度以降は、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、制度改革を控えた平成27、28年度に2年続けて保険料率の引き下げを実現できました。

制度改革の施行初年度となる平成30年度は、将来の保険料負担の公平化を図るため、保険料総額を引き下げ、資産割を廃止するなど、保険料率の全面改定を行いました。また決算においては、4.98億円の黒字を達成するとともに、不測の支出へ備える国保運営準備基金を約14.7億円、確保できました。

令和元年度においては、国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）が前年度より大幅に増大しましたが、被保険者の負担が年度間で平準化できるよう過年度の剰余金などを活用することで、保険料率は据置いているところです。

今後の収支見通しについて

(1) 平成30年度決算

国保の制度改正後の初年度決算となる平成30年度決算の歳入においては、保険料率の全面改定の中、前年度並みの収納率(93.22%)を堅持できたことに加え、見込みを上回る県交付金が交付されたため、十分な財源が確保できました。

一方歳出においては、制度改正に伴い、保険給付費に必要な財源を県が全額交付するなど、財政リスクが縮小されたため、4.98億円の黒字決算となりました。

(2) 令和元年度決算見込み

制度改正後の2年目は、一人当たり保険給付費の伸長に加え、自己負担割合が縮小し給付費が高額となる70歳以上の被保険者の割合が増すことや、医療費水準等に応じた県内市町村間の按分比率の上昇に伴い、県に納付する納付金は、前年度より大幅に増大しました。

歳出のうち保険給付費は県が財源を交付し、また納付金は年度当初に判明しているため安定していますが、歳入においては、予定どおりの収納率の確保と、前年度並みの県交付金が確保されることを見込んだ上で、過年度の剰余金などを活用することにより黒字決算となることを見込んでいます。

(3) 令和2年度当初予算の見込み

前年度と同様、一人当たり保険給付費の伸長に加え、医療費の水準が高い傾向にある70歳以上の団塊の世代の医療費の伸び等の増加要因を勘案し、保険給付費に必要な総額は依然として増大を続ける見込みです。一方、65歳から74歳までの高齢者の医療費は、保険者間で不均衡が生じないよう財政調整が行われる仕組みがあります。この財政調整による前期高齢者交付金は、保険給付費の増大分と同程度、増額交付される見込みとなっています。このため、納付金として必要とされる額は、対前年度で緩やかな増大となりますが、被保険者数が減少する見込みのため、一人当たりの納付金額は2.69%の増を見込んでいます。

このように県に納付する納付金は、依然として医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等により、納付金額が短期間で著しく変動し、計画的に保険料を設定することが困難な状況が続いています。

こうした中、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保できることに加え、被保険者の保険料の負担を年度間で平準化できる見通しとなっています。

収支の見通し

| 年 度 | | H 3 0 決算 | R 1 (決算見込) | R 2 (試算) |
|-----|----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 科 目 | | | | |
| A | 歳 入 | 18,525,612 千円 | 18,755,487 千円 | 18,456,994 千円 |
| | うち前年度繰越金 | 676,948 千円 | 497,734 千円 | 262,504 千円 |
| B | 歳 出 | 18,027,878 千円 | 18,492,983 千円 | 18,268,489 千円 |
| | うち積立金 | 348,082 千円 | 186,000 千円 | 221 千円 |
| C | 収 支 差 引 (A - B) | 497,734 千円 | 262,504 千円 | 185,505 千円 |
| D | 実質単年度収支 | 168,868 千円 | △49,230 千円 | △73,999 千円 |

※R2年度の収支見込は、保険料率を現行料率のまま据え置きしたと仮定して試算

【参考1】納付金（一般分）の動向

単位：千円

| | H 3 0 | R 1 (決算見込み) | R 2 (見込み) |
|----------|-----------|------------------|-----------------|
| | 対前年度額 (比) | 対前年度額 (比) | 対前年度額 (比) |
| 医療分 | 3,057,024 | 3,413,060 | 3,427,968 |
| | | 356,037 (+11.7%) | 14,908 (0.4%) |
| 後期高齢者支援分 | 1,051,983 | 1,047,284 | 1,031,959 |
| | | △4,699 (-0.5%) | △15,325 (-1.5%) |
| 介護納付金分 | 333,479 | 338,397 | 346,682 |
| | | 4,919 (1.5%) | 8,286 (2.5%) |
| 合 計 | 4,442,484 | 4,798,741 | 4,806,608 |
| | | 356,257 (8.0%) | 7,868 (0.2%) |

令和2年度保険料率について（案）

1. 国の動向

国の令和2年度「税制改革の大綱」が閣議決定され、令和2年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は基礎賦課額（医療分）並びに介護納付金分を引き上げるとともに、保険料の軽減制度に係る2割軽減及び5割軽減の所得判定基準を引き上げられました。

【令和2年度国保料賦課限度額（国基準）】

- ・医療分（基礎賦課額） 63万円（現行61万円）
- ・後期高齢者支援分 19万円（現行どおり）
- ・介護納付金分 17万円（現行16万円）

【令和2年度国保料軽減判定所得基準】

- ◎5割軽減世帯の所得判定基準の引き上げ
所得が「28.5万円×人数」未満の世帯（現行28万円）
- ◎2割軽減世帯の所得判定基準の引き上げ
所得が「52万円×人数」未満の世帯（現行51万円×人数）
- ◎7割軽減世帯の所得判定基準は現行どおり

2. 本市の現状

国保制度が改正された平成30年度以降、国保会計は、納付金の多寡が収支に影響するようになりましたが、本市の国保会計は、被保険者数の減少が続いているため、保険料収入は減収となる見込みが続いています。単年度の収支で見ると、初年度は収支に余剰が生じましたが、納付金額が大幅に増大した令和元年度は、保険料率を据え置いたため、収支の不足分に対し、過年度の余剰金などの活用を予定しています。

そのような中、令和2年度の各市町村が鳥取県に納付する「令和2年度鳥取県国民健康保険事業費納付金」は緩やかな増額が見込まれていますが、計画的に保険料を設定するための先行きを見通すことができない状況にあります。こうした状況であります。令和2年度の保険料率を据え置いた場合、過年度の余剰を積み立てた基金を活用することで歳出に必要な歳入を確保できることに加え、被保険者の負担を年度間で平準化できる状況にあります。

3. 諮問事項

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

【改正案】基礎賦課額（医療分）並びに介護納付金分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げる。

- ・医療分（基礎賦課額） 63万円（現行61万円）
- ・後期高齢者支援分 19万円（現行どおり）
- ・介護納付金分 17万円（現行16万円）

(2) 国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は、現行どおり据え置きとする。

【参考2】本市の保険料率（案）と県が示した標準保険料率

| 医療分 | 本市 | | | 標準保険料率 | | |
|-------|-------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|
| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| H30 | $\frac{7.2}{100}$ | 23,000 | 24,600 | $\frac{6.79}{100}$ | 27,599 | 18,345 |
| R元 | $\frac{7.2}{100}$ | 23,000 | 24,600 | $\frac{7.5}{100}$ | 30,278 | 20,089 |
| R2（案） | $\frac{7.2}{100}$ | 23,000 | 24,600 | $\frac{7.38}{100}$ | 30,132 | 21,134 |

| 後期支援分 | 本市 | | | 標準保険料率 | | |
|-------|-------------------|-------|-------|--------------------|--------|-------|
| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| H30 | $\frac{2.7}{100}$ | 9,200 | 9,000 | $\frac{2.74}{100}$ | 11,039 | 7,337 |
| R元 | $\frac{2.7}{100}$ | 9,200 | 9,000 | $\frac{2.75}{100}$ | 11,010 | 7,305 |
| R2（案） | $\frac{2.7}{100}$ | 9,200 | 9,000 | $\frac{2.69}{100}$ | 10,795 | 7,572 |

| 介護分 | 本市 | | | 標準保険料率 | | |
|-------|-------------------|-------|-------|--------------------|--------|-------|
| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| H30 | $\frac{2.4}{100}$ | 9,400 | 7,000 | $\frac{2.10}{100}$ | 11,477 | 5,844 |
| R元 | $\frac{2.4}{100}$ | 9,400 | 7,000 | $\frac{2.31}{100}$ | 12,228 | 6,168 |
| R2（案） | $\frac{2.4}{100}$ | 9,400 | 7,000 | $\frac{2.58}{100}$ | 13,327 | 6,450 |

令和元年度（平成31年度）答申における建議事項の対応状況

令和元年度（平成31年度）答申における建議事項

平成30年度の鳥取市国民健康保険費特別会計は、国民健康保険制度の制度改革の初年度にも関わらず堅調に財政運営され、当協議会としても望ましい状況であるが、令和元年度（平成31年度）は鳥取県への納付金の増加が見込まれ、本来は保険料の引き上げを検討しなければならない状況にあることは、保険者としてのさらなる経営努力を求めるものである。

とりわけ、財政責任主体の鳥取県に対しては、保険料負担水準が可能な限り低くなるような制度設計に早期に取り組むとともに、平成30年度の事業運営の状況を決算等により十分検証し、中長期的に安定した運営が行われることを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に応じて、今後の財政の健全化及び被保険者のさらなる負担軽減のため、次の点について意見を申し述べる。

1 運営主体の鳥取県と調整を行い、持続可能な社会保障制度としての中長期的な展望を示し、安定した運営が行えるよう制度設計すること。

（本市の対応状況）

本市は、鳥取県における国保のあるべき姿を明確に示して市町村が調整することにより、中長期的には県内が一体となり、公平で安定した制度となるよう主張しています。これに対して鳥取県は、令和3年4月1日から始まる第2期鳥取県国民健康保険運営方針の策定にあわせて、保険料平準化に向けた検討を議論していく方向で市町村と調整を始めました。

このため本市は、安定した運営につながる制度設計となるよう、しっかり県・市町村と協議していきたいと考えています。

2 鳥取県に納付する納付金について、県の責任により保険給付費の動向の分析を深め、必要とされる額の積算根拠と今後の見込みを示すよう要望すること。

（本市の対応状況）

本市は、鳥取県東部地区国保保険者事務協議会を通じ、県による納付金の算定方法について詳細な説明を求めた結果、研修会として実施されました。新しい制度移行後、県全体の保険給付費の動向だけでなく、保険者間の財政調整の仕組みである前期高齢者交付金等の動向が納付金の算定に大きく影響を与えているため、現状、納付金の今後の見込みを示すことは困難であります。このため、国保事業運営の安定化を図るため、年度により大幅な差異が生じないように要望してまいります。

- 3 平成30年度の決算などを通じて、鳥取市が鳥取県へ納めた納付金と保険給付費等の収支バランスを確認するとともに、その過不足については、被保険者の負担の軽減につながるよう鳥取県と調整すること。

(本市の対応状況)

制度改正後初となる平成30年度の鳥取県国民健康保険運営事業特別会計は、歳入総額約522.8億円に対し歳出総額約516.3億円となり、決算繰越金は6.5億円となりました。しかしこの中から国庫返還額が6.3億円生じるため、実質的な剰余金は0.2億円となり、収支が均衡している状況が確認できました。

また、剰余金は特定の市町村に偏って還元されないよう、鳥取県全体の国民健康保険事業費納付金から差し引くよう調整しました。

- 4 被保険者に不公平感が生じないように収納率向上対策に引き続き努めるとともに、短期被保険者証や被保険者資格証明書の発行にあたっては、生活実態等に対し十分配慮しつつ行うこと。

(本市の対応状況)

平成28年1月からコンビニ収納サービスや平成28年度から納期の10期化など、納付の利便性の向上に努めています。平成30年度の収納率(93.22%)は、7年連続して向上した前年度の収納率(93.23%)を僅かに下回ったものの、収納率は高止まりとなりました。令和元年度も引き続き鋭意、収納率の向上に努めています。

また、保険料を滞納している方については、被保険者間の負担の公平・公正を図るため、滞納している期間や接触の有無等に応じて短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付していますが、納付相談を行う際は生活実態に応じたきめ細やかな対応となるよう取り組んでいます。